



お知らせ

後期高齢者医療制度

後期高齢者被保険者証が
新しくなります

調 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・10097

8月から被保険者証が新しくなります

現在使用中の被保険者証（桃色）の有効期限は、令和5年7月31日です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。新しい被保険者証は、うす緑で、有効期限は令和6年7月31日です。

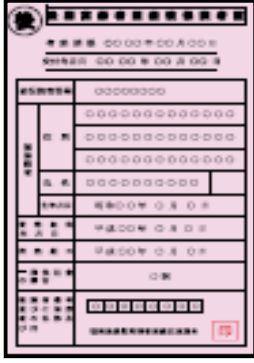
8月1日以降に受診する際は、新しい被保険者証を医療機関の窓口にて提示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問い合わせください

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります



有効期限
8月1日から



有効期限
7月31日まで

被保険者証の自己負担割合

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。判定基準は左表でご確認ください。

後期高齢者医療制度自己負担割合

負担割合	判定基準
3割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得額が145万円以上の方がいる
2割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得が28万円以上の方がいて、 ①、②のどちらかに該当する ①単身世帯で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が200万円以上 ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上
1割負担	上記以外の被保険者

※3割負担と判定された場合でも、要件により申請することで自己負担額が1割となる場合があります（対象者には通知を送付します）



減免終了のお知らせ
寒波の影響に伴う水道料金の減免申請の受付終了

調 水道課 水道係 ☎65・3241

広報けいせん令和5年3月号でお知らせしておりましたが、令和5年1月24日〜25日に発生した寒波の影響による漏水・修理に伴う水道料金の漏水水量相当分の減免申請については、令和5年7月31日をもって受付を終了します。



給付金

桂川町物価高騰緊急支援給付金

住民税非課税世帯等に
1世帯あたり3万円支給

調 健康福祉課 福祉係 ☎65・00001

国の物価・賃金・生活総合支援対策として、電気・ガス食料品等の価格高騰により家計が悪化している住民税非課税世帯などに対して、1世帯あたり3万円を支給します。

※申請期限 令和5年9月30日まで
(当日消印有効)

【対象世帯】

① 住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)において、桂川町住民基本台帳に登録されており、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を含む)

② 家計急変世帯

①のほか、社会情勢等の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(住民税均等割が課税されているが、前述の理由により収入が減少した世帯)

①の世帯につきましては「確認書」を郵送しますので手続きをお願いします。

②の世帯または、令和5年1月2日以降に桂川町に転入された方のいる世帯や確定申告未申告の方のいる世帯につきましては、申請が必要になりますのでお問い合わせください。